

〈令和6年／2024〉
10/15

広報 おうめ

《臨時号》

衆議院議員選挙

最高裁判所裁判官国民審査



衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査

投票日 10月27日（日）

投票時間 午前7時～午後8時

※第20投票区（御岳山ふれあいセンター）は午後6時まで

投票できる方

平成18年（2006年）10月28日以前に生まれ、今年の7月14日以前から住民基本台帳に登録されていて、引き続き青梅市に住んでいる方（選挙人名簿に登録されている方）です。

なお、今年の6月15日以降に市外に住所を移した方で、新住所地の選挙人名簿に登録されていない方は、転出前に3か月以上青梅市に住所登録があり、かつ転出後4か月以内であれば青梅市で投票できます。

市内転居のときは元の住所地の投票所で

今年の9月30日を過ぎて市内で住所を移した方は、元の住所地の投票所で投票することになりますのでご注意ください。

市内に転入した方は

7月15日以降に青梅市に転入した方で、前の住居地の選挙人名簿に登録されている方は前住所地で投票ができます。

この場合、投票は①10月27日の投票日に前住所地での投票②前住所地の選挙管理委員会での期日前投票③青梅市の選挙管理委員会での不在者投票のいずれかの方法となります。

前住所地の選挙人名簿に登録されているかは、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

入場整理券は

投票日には、入場整理券に記載されている投票所へお持ちください。

入場整理券がまだ届いていなかったり、紛失したり、破いてしまった場合でも投票はできますので、投票所で申し出てください。

目が不自由な方や字が書けない方は

投票所では、目が不自由な方への点字での投票や、病気等により自身で字を書くことが困難な方への代筆等の対応を行っています。必要な方は投票所で申し出てください。

選挙公報の配布

10月25日（金）までに各家庭にお届けします。10月16日（水）以降、市ホームページでも掲載します。また、10月23日（水）以降、選挙公報補完箱の設置を市内各所に行いますのでご利用ください。

当日投票できない方は期日前・不在者投票を

★期日前・不在者投票ができる方

- ①投票日に仕事がある
- ②投票日にレジャーや買い物等で自分の選挙区外に出かける
- ③病気やケガ、出産等のため投票日に投票所へいけない
※指定された病院等に入院している場合は、病院長等に申し出て、病院内で投票する制度があります。
- ④天災や悪天候のため、投票所へ行くことが困難

これらの理由で期日前・不在者投票する方は、入場整理券裏面の期日前投票請求書（宣誓書）に必要事項を記入し、入場整理券（未着の場合は不要）を期日前投票所へお持ちください。

青梅市役所期日前投票所

期間 10月16日（水）～26日（土）

時間 午前8時30分～午後8時

場所 市役所2階201・202会議室

駐車場 市役所駐車場をご利用ください。

※午前8時30分～午後8時は入場から1時間までは無料です。

河辺駅前期日前投票所

期間 10月22日（火）～26日（土）

時間 午前9時～午後8時

場所 中央図書館多目的室（河辺タウンビルB・2階）

駐車場 イオンスไตล์河辺駐車場をご利用ください。

※駐車場を利用する場合は、割引券（1時間無料）をお渡ししますので、投票所受付へ申し出てください。

10月26日（土）はどちらの期日前投票所も大変混み合います。利用する際は、時間に余裕を持った利用をお願いします。

◆詳しくは市ホームページをご覧ください。



問い合わせ 選挙管理委員会事務局 ☎0428-22-1111

選挙人名簿登録地以外に滞在している方の不在者投票

仕事や旅行で選挙人名簿登録地以外に滞りする方は、滞りしている市区町村の選挙管理委員会にて不在者投票が行えます。

不在者投票の手続き

- ①「不在者投票請求書兼宣誓書」の記載および送付
市ホームページから「不在者投票請求書兼宣誓書」をダウンロードし、必要事項を記載したものをメール✉sec8010@city.ome.lg.jp または郵送で青梅市選挙管理委員会へ
また、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを活用し、不在者投票請求を行うと、スマートフォンやパソコンで申請が行えます。
- ②滞りする市区町村の選挙管理委員会での不在者投票
青梅市選挙管理委員会が送付した投票用紙等を、投票日の前日までに滞りする選挙管理委員会へ持参し、不在者投票を行ってください。
記載済みの投票用紙等は滞りする市区町村の選挙管理委員会から青梅市選挙管理委員会へ送付されます。
※不在者投票が行える期間は告示日の翌日から選挙期日（投票日）の前日までとなっています。滞りする市区町村の選挙管理委員会から青梅市選挙管理委員会へ送付する日数がかかるため、早めに投票を行ってください。

海外にいても国政選挙に参加できます

18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上その方の住所を所管する領事館の管轄区域に住んでいる方は、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会へ在外選挙人名簿に登録されていると、国政選挙に投票することができます。
このほかに、PKO等特定国外派遣組織に属する選挙人や南極地域観測隊の隊員等も現地で不在者投票ができます。
詳しくは、市選挙管理委員会までお問い合わせください。

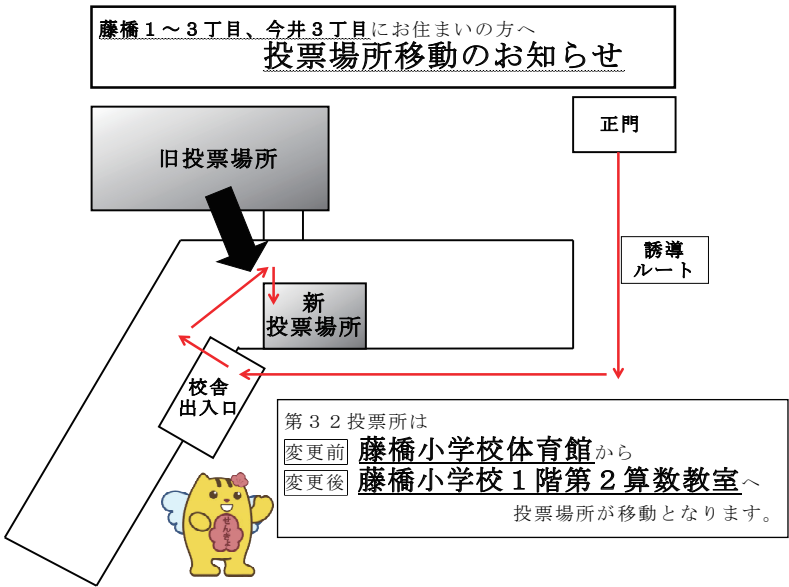
選挙当日は指定の投票所で投票を

投票する投票所は入場整理券に記載されていますので、ご確認のうえお出かけください。
また、市ホームページでは投票区の範囲、投票所の場所を掲載していますので詳しくはそちらをご確認ください。



第32投票所が移動となります

第32投票所は藤橋小体育館から藤橋小1階第2算数教室に投票場所が移動となります。詳細は、案内図をご覧ください。藤橋1～3丁目、今井3丁目にお住まいの方はご注意ください。



衆議院議員選挙の投票～小選挙区と比例代表の2種類～

衆議院議員選挙は、候補者を選ぶ小選挙区と政党を選ぶ比例代表選挙の2つの選挙によって議員を選びます。
小選挙区は、全国を289の選挙区に分け、1選挙区から1人の議員を選びます。比例代表選挙は、全国を11の選挙区に分け、各政党の得票数に応じて176人の議員を選びます。
青梅市の場合、小選挙区は東京第25区（青梅市、昭島市、福生市、羽村市、あきる野市、西多摩郡）に属し、比例代表選挙は、東京都選挙区（定数19名）に属します。
投票方法
・小選挙区選挙・・・投票したい立候補者の氏名を書いてください。
・比例代表選挙・・・投票したい政党名を書いてください。

体が不自由な方へ 郵便等投票・代理記載制度

郵便等投票は重度の障がい等がある方が郵便等で投票できる制度です。
対象 表1・2参照
※詳細は、市ホームページ詳細をご確認ください。
また、郵便等で投票するには「郵便等投票証明書」が必要となります。交付まで時間がかかるため、新規に発行を希望する方は早めに申し込んでください。

表1 郵便投票等ができる方

障がい等の区分	障がい等の部位・程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	部位の等級が1級か2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	部位の等級が1級か3級
	免疫機能、肝臓	部位の等級が1～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

表2 代理記載投票ができる方

障がい等の区分	障がい等の部位・程度	
身体障害者手帳	上肢、視覚	部位の等級が1級
戦傷病者手帳		特別項症～第2項症

最高裁判所裁判官の国民審査も同時に投票を

衆議院選挙と同時に、最高裁判所裁判官の国民審査の投票が行われます。
この国民審査は、最高裁判所の裁判官に任命された後、初めて行われる衆議院選挙の選挙期日に行われます。
また、最初の審査の期日から10年を経過した後、初めて行われる衆議院選挙の選挙期日に再度審査が行われます。
投票方法
辞めさせたいと思う裁判官の氏名の上の欄に「×」をつけてください。
※辞めさせなくてもよいと思う裁判官には、何も書かないでください。「×」の印以外のことを書くと投票が無効になります。

開票

開票は午後9時から住友金属鉱山アリーナ青梅（総合体育館）で行います。
青梅市の投・開票状況は市ホームページ（2次元コード）で速報！
投票速報 午前8時～午後8時の1時間ごと
開票速報 ・小選挙区…午後9時30分～30分ごとに確定まで
・比例代表…午後11時15分～1時間ごとに確定まで

